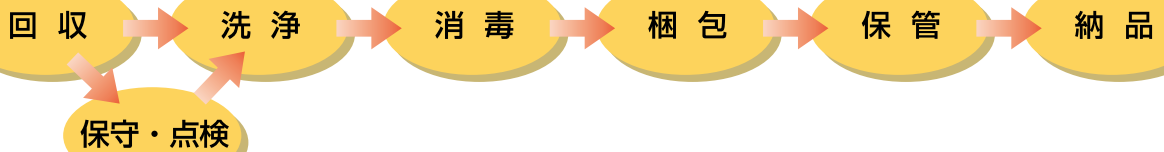




「福祉用具の消毒工程管理認定制度」は どうして創設されたの？

介護保険制度における福祉用具の利用は、貸与（レンタル）という形態がとられています。福祉用具は基本的に再利用されるので、使用後に回収され、下記のような流れを経て、再び新しい利用者の元へ届けられます。

利用者



そこで「福祉用具の消毒工程管理認定制度」
が創設されました。



福祉用具の消毒工程管理認定制度ってなに？

しかし、介護保険制度には消毒に関する具体的な基準がありません。

福祉用具の安全性管理が適切に行われていることを第三者が確認し、その結果を利用者に表示する仕組みです。

福祉用具の消毒工程管理認定制度の概要

- ①実施主体 社団法人 シルバーサービス振興会
- ②認定単位 福祉用具の消毒を行っている事業所
- ③認定の対象 福祉用具の消毒工程の管理体制について、一定の基準への適合状況を認定します
- ④認定 専門家からなる認定委員会で認定の可否を審査し、認定します（認定は6月・10月・2月の年3回）
- ⑤有効期間 2年間

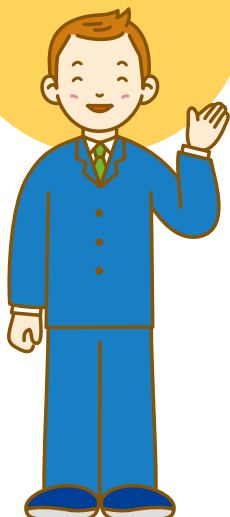
※商品搬入出について、
ご希望日時があればご相談ください。



安心な福祉用具レンタルの目印は？

消毒工程が基準に適合していると認定されると、安心の目印として「消毒工程管理認定シール」が福祉用具に貼付されます。今までは確認しづらかった消毒の効果や衛生管理への取組みが、このシールによって簡単に確認できます。

このシールが
安心の目印です。



この福祉用具は「福祉用具の消毒工程管理認定基準」に適合した消毒工程を経たものです。

社団法人シルバーサービス振興会
No.A-0000000

認定シールが
貼ってあれば
安心なのね！

認定事業所は、原則として対象となる福祉用具の梱包資材に認定シールを貼付します。

そのため、福祉用具の利用者は、納品時に安全で衛生的な福祉用具であることが確認できます。

